

議案第34号

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例及び富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）及び富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年6月3日提出

富士見市長 星野信吾

提案理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例及び富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例及び富士見市ひとり親
家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

(富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正)

第1条 富士見市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和54年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。